

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	文化会館使用の許可		
根拠法令及び条項	蓮田市総合文化会館設置及び管理条例第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成28年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（即日～15日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月21日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

蓮田市総合文化会館設置及び管理条例第8条

(利用の許可)

第8条 文化会館の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 公益を害するおそれのあるとき。

(3) 暴力団（蓮田市暴力団排除条例（平成24年蓮田市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。